

平成15年度 施策評価表

○総合計画における位置付け等

平成 15年6月6日記入

基本目標	I ▼ 学びあいあたたかさのある福祉文化都市をめざして	施策コード	11410
政策名 (章)	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくります	評価担当課	保健福祉部 ▼
基本施策名 (節名)	第4節 援護を要する人の自立支援		地域福祉課
施策名	生活の安定	課長名	鈴木 直喜

1 施策の概要・目的

すべての市民が健康で文化的な生活を営めるよう、要援護者の自立のための相談・援護を積極的に進める。

2 施策の現状

生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を行うとともに、自立生活へ向けて、生活相談、助言等を行なう。また、被保護者等へ慰問金の支給するなど、要援護者の自立の援助に努めている。

3 総事業費及び人員

(1) 施策に要している総事業費

12,074,903 千円……構成事務事業全体の事業費合計(人件費含む)

(2) 市民1人当りの事業費

19,602 円/人……人口は、**61.6** 万人とした。(平成15年4月1日現在人口)

(3) 全施策中の順位(事業費)

この施策の市民一人当たり事業費は、全123施策のうち、第 **3** 番目です。

(4) 施策に要している人員

42.16 人……構成事務事業全体の人員合計

4 評価指標

指標	指標名および指標式	指標の意図	現状値と目標値			目標
			現状	目標	達成度	目標年度
指標1	職員の配置状況(被保護世帯数÷職員数/標準80世帯・国の標準) 3,080世帯÷42人/73.3世帯	適正保護の実施、自立助長のために質の高い相談援助体制を確保する	73.3 世帯 単位	0 50 100	100%以上	目標年度
			80 世帯 単位			達成度
指標2	保護申請時の収入資産、扶養義務者の調査結果、保護を要しなくなった率(却下取下件数÷保護申請件数) 16件÷783件/2.04%	収入資産状況調査、扶養義務調査の実施により適正保護の実施を図る	単位	0 50 100	%	目標年度
			単位			達成度
指標3	点検実施による減額率(過誤調整による減額÷診療報酬請求額=0.5%・国の目標値) 4,912,143÷3,558,671,338/0.14%	診療報酬明細書の点検充実を図り、増加する医療扶助の適正化を図る	0.14 % 単位	0 50 100	17	目標年度
			0.5 % 単位		28%	達成度

5 必要性…市民ニーズに合っているか、行政需要の変化に対応しているか

福祉事務所が関係機関等との連携を図ることにより、生活困窮者を的確に把握し必要な保護を行いながら、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等に努めている。

6 有効性…期待される効果があがっているか

長引く景気停滞による完全失業率の上昇などの影響を受けて、被保護者数は増加傾向にあり、これに伴い保護費給付額も増加しているが、これは失業が生活困窮者の増加の一つの要因であることを示している。また、適切な保護の実施のため、預貯金等の資産調査・収入調査等を適正に実施している。

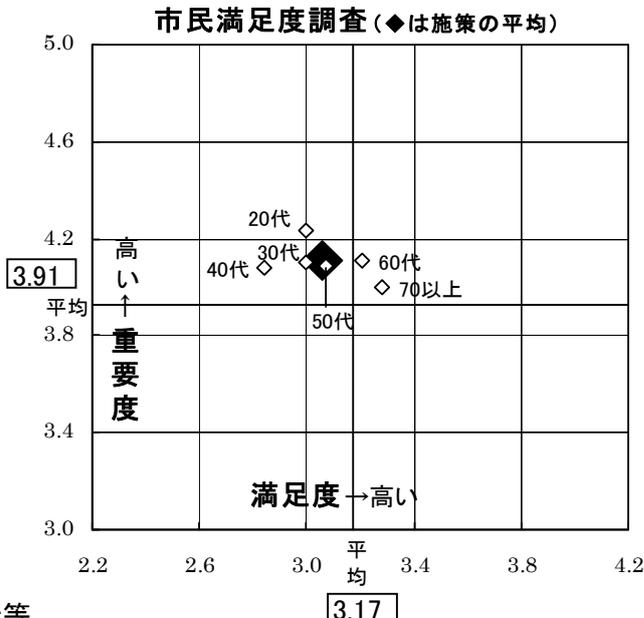
7 効率性…費用対効果が優れているか、もっと大きな効果が得られるものはないか

完全失業率の上昇を受けて、被保護者数が増加傾向にあり、これに伴い保護費給付額も増加していることから、生活困窮者に対して必要な保護が行われている。

8 市民満足度調査結果からの分析(平成15年度調査)

◆この施策の満足度は、3.058で、調査した51施策の中で40番目です。
 ◆この施策の重要度は、4.106で、調査した51施策の中で16番目です。
 ◆この施策の改善要望度は、0.741で、調査した51施策の中で11番目です。
 ◇年齢別にみると、満足度は60歳代以上で高く、40歳代で最も低くなっています。重要度は30歳代～60歳代までほぼ同じ評価となっており、年齢による大きな差はみられません。

市民満足度調査は、基本施策51項目(節)について調査しています。したがって、上位の基本施策が同じ場合は同じ内容となっています。(「〇総合計画における位置付け等」参照)

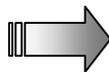


9 課題…施策を実現するにあたり、課題となっていること等

現在の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準まで達している状況からは、被保護者等慰問金については見直しを検討する。

10 今後の方向性(一次評価)

今後の方向
<input type="checkbox"/> 拡充する
<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持する
<input type="checkbox"/> 見直し



説明及び具体的内容

今後とも、福祉事務所が関係機関等との連携を図ることにより、的確に生活困窮者を把握するとともに、保護開始時に必要な調査等を適正に実施することで、真に生活に困窮する者に対して必要な保護を行っていくものとする。

11 2次評価

説明

<input type="checkbox"/> A
<input checked="" type="checkbox"/> B
<input type="checkbox"/> C

12 外部意見

説明

生活困窮者の適正な把握・保護の実施について検討する必要がある。

